



福島医発第 2337 号（地）

令和元年 12 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

（ 公 印 省 略 ）

学校における働き方改革に関する取組について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、学校における働き方改革に関する取組の徹底につきましては、令和元年 5 月 29 日付け福島医発第 629 号（地）にて貴会宛てご連絡申し上げました。

今般、日本医師会より、上記通知における学校医の在り方に関する記述「学校医と産業医・健康管理医では、職務内容が異なり兼任はできない」の「兼任ができない」という部分に対する問合せが寄せられたことから、下記のように訂正する旨の通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますようお願いいたします。

記

（訂正後の内容）

- ・教職員の健康管理を担う医師には、学校医、産業医、健康管理医が関わる可能性があるが、職務の重複や漏れがないように整理をすべきである。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

日医発第874号(健 I 192)
令和元年12月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

学校における働き方改革に関する取組について

平素は、本会会務につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、過日、平成31年4月10日付で学校における働き方改革に関する取組の徹底について通知(日医発第77号 健 I 29)いたしました。そのなかで学校医の在り方として、

- 教職員の健康を守るため産業医の重要度が高い

- 学校医と産業医・健康管理医では、職務内容が異なり兼任はできない

- 教職員数50人未満の小規模校については、学校ではなく設置者である教育委員会に嘱託産業医を置いて対応するべき

といった記述がありましたが、2つめ文書の「兼任ができない」という部分について問い合わせが寄せられておりました。

つきましては、下記のように訂正をいたします。何とぞ、よろしくお願いいたします。

念のため、当初送付しました文書を参考として添付します。

記

(訂正後の内容)

- 教職員の健康管理を担う医師には、学校医、産業医、健康管理医が関わる可能性があるが、職務の重複や漏れがないように整理をするべきである。

以上

日医発第77号(健 I 29)
平成31年4月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

学校における働き方改革に関する取組の徹底について

平素、本会会務、就中、学校保健事業並びに産業保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」という）が取りまとめられ、3月18日に学校における業務改善及び勤務時間管理等の対応について各都道府県教育委員会等に対し通知したところであります。この度、特に学校における一層の労働安全衛生管理の充実について都道府県教育委員会等に通知した旨、文部科学省より本会に対し連絡がありました【別添①】。

その内容は、(1)教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことの無いように労働安全衛生の観点から必要な環境を整備し速やかに法令上求められている体制の整備を行うこと。

(2)働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、産業医・産業保健機能の強化が図られ健康管理に係る取組がより一層求められていることから、教師の健康管理に当たっては教育委員会と各地域の医師会等との連携が非常に重要である、というものです【別添②】。

また、文部科学省では改正労働安全衛生法等の内容を踏まえ、『学校における労働安全衛生管理体制の整備のために』のリーフレットを改訂し各学校の設置者に対して周知しており、その中でも「教育委員会で産業医の要件を備えた医師等を採用し、複数の公立学校の職員の健康管理を担当させる等の取組も有効である」との記載があります【別添③】。

これらの内容については、本職が委員を務めていました文部科学省の中央教育審議会の学校における働き方改革の議論の中で、

- 教職員の健康を守るため産業医の重要性は高い
- 学校医と産業医・健康管理医では職務内容が異なり兼任はできない
- 教職員数50人未満の小規模校については、学校ではなく設置者である教育委員会に嘱託産業医を置いて対応すべき

と繰り返し意見を述べてきたことで実現に至ったものです。

つきましては、別添の資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに関係の郡市区医師会を通じ、会員への周知方、よろしくお願いします。

なお、本件につきましては、文部科学省より通知において各都道府県教育委員会等に対して連絡していることを申し添えます。

今回送付します資料の構成は、以下のとおりであります。

記

【別添資料】

別添① 文部科学省初等中等教育局財務課および健康教育・食育課から本会宛事務連絡（平成31年3月29日付）

別添② 文部科学省初等中等教育局財務課長および健康教育・食育課長から都道府県および指定都市教育委員会教育長宛通知文書（平成31年3月29日付）
※この文書中で言及されている別添資料については省略

別添③ 「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）」に関する関係者宛事務連絡（平成31年3月29日付）

以上